

## 確認テストchallenge①-Ⅲ(法規)D

※令和2年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※基準法の大改正に対応させるため法令集は必ず最新版を使用して下さい。

### 問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 同一敷地内に二つの平家建ての建築物(延べ面積はそれぞれ400㎡及び250㎡とし、いずれも耐火構造の壁等はないものとする。)を新築する場合において、当該建築物相互の外壁間の距離を4mとする場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している。
2. 日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定において、日影時間を測定する水平面の高さを算定する場合における「平均地盤面からの高さ」とは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいい、その接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面からの高さをいう。
3. 「延焼防止時間」とは、建築物が通常の火災による周囲への延焼を防止することができる時間をいう。
4. 宅地造成等規制法第8条第1項及び第12条第1項並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。

### 問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物の地階(機械室、倉庫及び防災センター(中央管理室)の用途に供する。)で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ であるものは、当該建築物の階数に算入する。

2. 北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が高度地区において定められている場合の高さの算定に当たっては、建築物の屋上部分にある階段室で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の  $\frac{1}{8}$  以内のものであっても、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入する。
3. 容積率を算定する場合、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ 1 m 以下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分(所定の昇降機の昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないとする規定については、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分(所定の昇降機の昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の  $\frac{1}{3}$  を限度として適用する。
4. 前面道路の境界線から後退した建築物の各部分の高さの制限の適用において、当該建築物の後退距離の算定の特例の適用を受ける場合、ポーチの高さの算定については、地盤面からの高さによる。

### 問題 3

防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がない**ものはどれか。ただし、建築物の建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積100㎡、平家建ての事務所における床面積10㎡の増築
2. 鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上3階建ての物品販売業を営む既存の店舗内におけるエスカレーターの設置
3. れんが造、延べ面積600㎡、地上2階建ての美術館で、文化財保護法の規定によって重要文化財として指定されたものの移転
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積800㎡、地上3階建てのホテルの、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない有料老人ホームへの用途変更

#### 問題 4

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 確認済証の交付を受けなければならない建築物である認証型式部材等の新築の工事にあつては、工事が完了したときに、建築主事等又は指定確認検査機関の完了検査を受ける必要はない。
2. 特定行政庁は、階数が5以上で、延べ面積が1,000㎡を超える事務所の構造について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物の所有者に対して、相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとることを勧告することができる。
3. 指定確認検査機関は、特定行政庁が建築を許可した仮設店舗の計画について確認を行い、確認済証を交付することができる。
4. 階数が4である共同住宅の2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程後の工程に係る工事については、当該鉄筋を配置する工事の工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

#### 問題 5

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 床が地盤面下であり天井の高さが3 mである階で、地盤面から天井までの高さが2 m以下のものは、地階である。
2. 高等学校における生徒用の階段で、避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる屋外の直通階段の幅は、140cm以上としないことができる。
3. 病院における病室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、用途地域に関係なく算定することができる。
4. 集会場の用途に供する床面積300㎡の居室に、換気に有効な部分の面積が15㎡の窓を設けた場合においても、所定の技術的基準に従って、換気設備を設けなければならない。

## 問題 6

防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。  
ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 準耐火建築物(1時間準耐火基準に適合するものに限る。)とした延べ面積 $1,600\text{m}^2$ 、平家建ての倉庫は、床面積の合計 $1,000\text{m}^2$ 以内ごとに防火区画しなければならない。
2. 延べ面積 $1,200\text{m}^2$ 、木造、地上2階建ての小学校において、必要とされる防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ $2.5\text{m}$ 以下とし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造であるものを設けなければならない。
3. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積 $2,000\text{m}^2$ の事務所において、防火区画に用いる特定防火設備は、閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものとしなければならない。
4. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積 $10,000\text{m}^2$ 、地上15階建ての事務所の12階の事務室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料で造ったものは、原則として、床面積の合計 $500\text{m}^2$ 以内ごとに防火区画しなければならない。

## 問題 7

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 耐火建築物の主要構造部は、耐火構造であるか、所定の技術的基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめられたものであるか、又は所定の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けたものであることが求められている。
2. 建築物の外部の仕上げに用いる不燃材料及び準不燃材料は、いずれも、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、それぞれについて定められた時間、燃焼しないものであること及び防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないものであることが求められている。
3. 防火性能を有する耐力壁である外壁と準防火性能を有する耐力壁である外壁は、いずれも、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、それぞれについて定められた時間、構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。
4. 耐火構造の耐力壁と準耐火構造の耐力壁は、いずれも、通常の火災による火熱がそれぞれについて定められた時間加えられた場合に、加熱終了後も構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。

## 問題 8

防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。

ただし、避難階は1階とし、屋上広場はないものとする。

1. 各階を物品販売業を営む店舗の用途に供する地上4階建ての建築物(各階の床面積が400㎡)において、各階における避難階段の幅の合計を3.0mとした。
2. 主要構造部を耐火構造とした地上3階建ての共同住宅において、各階に住戸(居室の床面積が50㎡)が5戸あるので、各階に避難上有効なバルコニーを設け、2の直通階段を設けた。

3. 各階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられた地上20階建ての共同住宅において、最上階の住戸から地上に通ずる廊下及び特別避難階段の天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、その下地を準不燃材料で造った。
4. 主要構造部を不燃材料で造った地上15階建ての建築物において、全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたので、床面積の合計200㎡以内ごとに耐火構造の床及び壁により区画した。

## 問題 9

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の立地により異なる防火上の規制が適用される場合として、「特定行政庁が指定する区域」と「都市計画に定める地域」がある。
2. 耐火建築物の要件としては、「主要構造部に関する基準」及び「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に関する基準」に適合することが求められている。
3. 不燃性能は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後所定の時間、燃焼しないことや防火上有害な変形等を生じないことだけでなく、建築物の外部の仕上げに用いるものを除き、避難上有害な煙又はガスを発生しないことが求められる。
4. 地上4階建ての建築物においては、主要構造部である柱及びはりに木材を用いた木造建築物とすることはできない。

## 問題 10

建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. エレベーター(所定の特殊な構造又は使用形態のものを除く。)の昇降路の出入口の戸には、かごがその戸の位置に停止していない場合において昇降路外の人又は物の昇降路内への落下を防止することができるものとして、所定の基準に適合する施錠装置を設けなければならない。
2. エレベーター強度検証法による主要な支持部分等の断面に生ずる常時の応力度は、昇降する部分以外の部分の固定荷重、昇降する部分の固定荷重及びかごの積載荷重を合計した数値により計算する。
3. 耐火構造の床若しくは壁又は防火戸その他の政令で定める防火設備で床面積200㎡以内に区画された共同住宅の住戸の居室には、窓その他の開口部で開放できる部分(天井又は天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る。)の面積の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{50}$ 未満であっても、排煙設備を設置しなくてよい。
4. 階段面の水平投影面積が8㎡であるエスカレーターにおける階段の積載荷重は、21kNとすることができる。

## 問題 11

構造耐力の規定に適合していない部分を有し、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 増築をするに当たって、既存の建築物に対する制限の緩和を受ける場合においては、建築確認の申請書に、既存建築物の基準時及びその状況に関する事項を明示した既存不適格調書を添えなければならない。
2. 柱のすべてについて模様替をする場合においては、当該建築物の構造耐力上の危険性が増大しないものであっても、現行の構造耐力の規定が適用される。
3. 基準時における延べ面積が2,000㎡の既存建築物に床面積50㎡の増築をする場合においては、増築に係る部分が現行の構造耐力の規定に適合し、既存建築物の部分の構造耐力上の危険性が増大しない構造方法とすれば、既存建築物の部分には現行の構造耐力の規定は適用されない。

4. 基準時における延べ面積が2,000㎡の既存建築物に床面積1,000㎡の増築をする場合においては、増築後の建築物の構造方法が、耐久性等関係規定に適合し、かつ、「建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準」に適合するものとするれば、既存建築物の部分には現行の構造耐力の規定は適用されない。

## 問題 12

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 土砂災害特別警戒区域内における建築物の外壁の構造は、原則として、居室を有しない建築物であっても、自然現象の種類、最大の力の大きさ等及び土石等の高さ等に応じて、当該自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。
2. 構造耐力上主要な部分で特に摩損のおそれのあるものには、摩損しにくい材料又は摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。
3. 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物において、鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さは、原則として、5 cm以上としなければならない。
4. 鉄筋コンクリート造と鉄骨造とを併用する建築物の鉄筋コンクリート造の構造部分は、原則として、コンクリート打込み中及び打込み後5日間は、コンクリートの温度が2度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。



### 問題 1 3

建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 限界耐力計算を行う場合、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期（常時及び積雪時）及び短期（積雪時及び暴風時）の各応力度が、それぞれ長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめなければならない。
2. 風圧力は、その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて国土交通大臣が定める風速に風力係数を乗じて計算する。
3. 鉄骨造の建築物において、耐久性等関係規定に適合し、かつ、限界耐力計算によって安全性が確かめられた場合、構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材の有効細長比は、柱にあっては200を超えることができる。
4. 高さが31mを超える建築物において、保有水平耐力計算を行う場合、地上部分について、保有水平耐力が、所定の計算による必要保有水平耐力以上であることを確かめなければならない。

### 問題 1 4

都市計画区域及び準都市計画区域内の道路に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 幅員4mの農道に2m以上接する敷地においては、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物は、建築することができる。
2. 建築基準法上の道路である私道の廃止によって、その道路に接する敷地が敷地等と道路との関係の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の廃止を禁止し、又は制限することができる。
3. 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等によらないで、特定行政庁からその位置の指定を受けて築造する道は、原則として、縦断勾配が15%以下であり、階段状でないものとしなければならない。
4. 巡査派出所で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものは、道路に突き出して建築することができる。

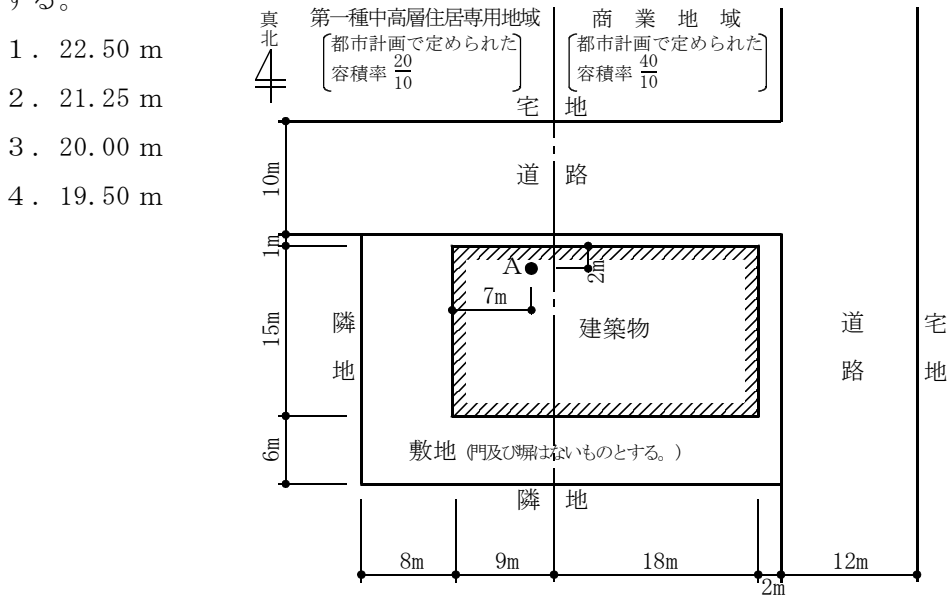
## 問題 15

建築物の容積率及び建蔽率に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、敷地は、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものではないものとする。

1. 幅員15mの道路に接続する幅員8mの道路を前面道路とする敷地が、幅員15mの道路から当該敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長が35mの場合、容積率の算定に係る当該前面道路の幅員に加える数値は2mとする。
2. 高度利用地区内においては、学校、駅舎、卸売市場等で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、高度利用地区に関する都市計画において定められた容積率に適合しないものとするができる。
3. 防火地域(都市計画において定められた建蔽率の限度が $\frac{6}{10}$ の第一種住居地域)内にある準耐火建築物については、建蔽率の限度の緩和の対象となる。
4. 工業地域内にある建築物の敷地が防火地域及び準防火地域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等であるときは、都市計画において定められた建蔽率の限度にかかわらず、建蔽率の限度の緩和の対象となる。

### 問題 16

図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



### 問題 17

建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等の指定はなく、また、特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内において、「延べ面積180㎡、地上2階建ての喫茶店兼用住宅(喫茶店の用途に供する部分の床面積60㎡)」は、新築することができる。
2. 田園住居地域内において、「延べ面積300㎡、地上2階建ての、地域で生産された農産物を材料とする料理を提供する飲食店」は、新築することができる。

3. 準工業地域内において、「延べ面積5,000㎡、平家建ての圧縮ガスの製造工場(内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮天然ガスに係るもの)」は、新築することができる。
4. 工業地域内において、「延べ面積10,000㎡、地上3階建ての展示場」は、新築することができる。

### 問題 18

防火地域又は準防火地域内の建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域内においては、高さ2.5mの広告塔で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
2. 準防火地域内にある建築物で、延べ面積500㎡、地上2階建てのものについては、外壁開口部設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、当該外壁開口部設備が加熱開始後20分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものとすることができる。
3. 防火地域内にある建築物で、延べ面積150㎡、地上2階建てのものについては、主要構造部を「準耐火性能に関する技術的基準」に適合するものとするすることができる。
4. 防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

## 問題 19

地区計画に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地区計画の区域内において、建築物の敷地が特定行政庁の指定した予定道路に接するときは、特定行政庁の許可を受けることなく当該予定道路を前面道路とみなして建築物の容積率の規定を適用するものとする。
2. 市町村は、地区計画の区域内において、地区整備計画の内容として定められた建築物の高さの最高限度について、条例による制限として定める場合、地階を除く階数が2である建築物の通常の高さを下回らない数値としなければならない。
3. 市町村は、地区計画の区域内において、地区整備計画の内容として定められた建築物の容積率の最高限度について、条例による制限として定める場合、 $\frac{5}{10}$ 以上の数値としなければならない。
4. 市町村は、地区計画の区域内において、地区整備計画の内容として定められた建築物の敷地面積について、条例による制限として定める場合、当該条例の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

## 問題 20

次の特定行政庁による許可等のうち、建築基準法上、**建築審査会の同意を必要としない**ものはどれか。

1. 都市計画において、建築物の高さの限度が10mと定められた第二種低層住居専用地域内において、その高さの限度を超える学校その他の建築物について、その用途によってやむを得ないと認めて特定行政庁が許可をする場合
2. 建築物の敷地が道路に2m以上接していないが、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の所定の基準に適合する建築物について、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可をする場合

3. 都市計画においてその敷地の位置が決定していないごみ焼却場について、特定行政庁がその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可する場合
4. 病院における道路の上空に設けられる所定の基準を満たす渡り廊下について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可をする場合

## 問題 2 1

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一級建築士でなければ設計をしてはならない建築物について、当該建築物の設計をした一級建築士の指導の下に、二級建築士は、当該建築物の工事監理をすることができる。
2. 一級建築士は、勤務先の建築士事務所の名称及び所在地に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を、住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 延べ面積1,200㎡、高さ12m、軒の高さ9mの鉄骨造の既存建築物について、床面積250㎡の部分で大規模の修繕を行う場合においては、当該修繕に係る設計は、一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。
4. 一級建築士が死亡したときは、その相続人は、その事実を知った日から30日以内に、その旨を、住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。

## 問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、契約の年月日等その業務に関する所定の事項を記載した帳簿を備え、当該帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、当該閉鎖をした日の翌日から起算して15年間当該帳簿を保存しなければならない。
2. 国土交通大臣は、建築基準法の規定に違反した一級建築士の免許の取消をしようとするときは、中央建築士審査会の同意を得なければならない。
3. 一級建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築工事契約に関する事務を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、登録を受けなければならない。
4. 建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築士事務所を管理する建築士に報告しなければならない。

## 問題 2 3

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都道府県知事により指定事務所登録機関が指定された場合、建築士事務所の登録を受けようとする者は、一級建築士事務所の場合においても、原則として、登録申請書を当該指定事務所登録機関に提出しなければならない。
2. 建築士事務所の開設者である一級建築士が、当該建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、更新の登録を受けずに他人の求めに応じ報酬を得て工事監理業務を業として行った場合には、当該建築士は、業務停止等の懲戒処分の対象となる。
3. 建築士事務所に属する一級建築士は、直近の一級建築士定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に、一級建築士定期講習を受けなければならない。

4. 都道府県知事の登録を受けている建築士事務所に属する建築士は、当該登録を受けた都道府県以外の区域においては、業として他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことはできない。

#### 問題 2 4

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士は、設計を行う場合においては、これを法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければならないとともに、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。
2. 建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、免許を与えた国土交通大臣又は都道府県知事は、免許を取り消さなければならない。
3. 建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、建築基準法の規定に違反し、免許を与えた国土交通大臣又は都道府県知事による懲戒の処分を受けたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。
4. 管理建築士が死亡し、後任の管理建築士が選任されない場合においては、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対して、管理建築士が選任されるまでの間当該建築士事務所の閉鎖を命じなければならない。



## 問題 2 5

次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都市計画施設の区域内において、地階を有しない木造、平家建ての飲食店を新築する場合は、原則として、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
2. 都市計画区域内において、延べ面積1,500㎡の仮設興行場の建築の用に供する目的で行う開発行為は、原則として、都道府県知事の許可を受けなければならない。
3. 市街化区域内において、病院の建築の用に供する目的で行う開発行為で、その規模が5,000㎡のものについては、原則として、都道府県知事の許可を受けなければならない。
4. 地区整備計画が定められている地区計画の区域内で、当該地区計画に建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている場合において、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更をしようとするときは、原則として、当該行為に着手する日の30日前までに、所定の事項を市町村長に届け出なければならない。

## 問題 2 6

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 図書館は、消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物であっても、新築の場合と同様に消防用設備等の規定が適用される「特定防火対象物」である。
2. 準耐火建築物で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でした延べ面積600㎡の公会堂については、屋内消火栓設備を設置しなくてもよい。
3. 地階に設ける駐車場で、床面積が1,000㎡以上のものについては、原則として、排煙設備を設置しなければならない。
4. 住宅用防災警報器とは、住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器をいう。

## 問題 27

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 賃貸の共同住宅(床面積の合計が1,000㎡、地上3階建てのもの)であって特定既存耐震不適格建築物であるものの所有者は、当該共同住宅について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならない。
2. 所管行政庁は、認定事業者が認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
3. 建築物の耐震改修をしようとする者は、特定既存耐震不適格建築物に限り、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
4. 耐震改修支援センターは、認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る債務の保証をする業務を行う。

## 問題 28

次の法律とその法律で用いられている防災に関連する用語との組合せのうち、**誤っている**ものはどれか。

	法 律	法律で用いられている防災に関連する用語
1.	建築物の耐震改修の促進に関する法律	要緊急安全確認大規模建築物
2.	建築基準法	災害危険区域
3.	宅地造成等規制法	土砂災害特別警戒区域
4.	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	特定防災街区整備地区

## 問題 29

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「宅地建物取引業法」に基づき、宅地建物取引業者は、建物の売買の相手方等に対して、その契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、所定の事項を記載した書面等を交付して説明をさせなければならない。
2. 「駐車場法」に基づき、商業地域内において、延べ面積が2,000㎡以上の建築物を新築しようとする場合は、同法による条例により、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならないことがある。
3. 「都市計画法」に基づき、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人は、所定の土地の区域について、都道府県に対し、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更を提案することができる。
4. 「浄化槽法」に基づき、浄化槽管理者等は、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、都道府県知事から、必要な助言、指導又は勧告を受けることがある。

### 問題 30

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、建築主は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。
2. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、経済産業大臣は、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造、加工又は輸入を行う事業者に対し、建築物エネルギー消費性能基準を勘案して、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができる。
3. 「景観法」に基づき、景観計画区域内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画について、景観行政団体の長の認定を受けなければならない。
4. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、建築主は、特別特定建築物の一定規模以上の建築をしようとするときは、建築物移動等円滑化基準及び地方公共団体の条例で付加された事項に適合するものであることについて、原則として、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けなければならない。